

資 格 停 止 措 置 一 覧 表

令和7年7月28日

No.	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事 由
1	(株)かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島 6-2-27	7. 7. 29 ～ 7. 12. 28 (5箇月)	(株)かんでんエンジニアリングは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分を行った。 よって、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表2-11（建設業法違反行為）に該当することから、岐阜市上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。